金沢市文化スポーツイベント誘致支援奨励金等交付要綱

(平成30年7月1日決裁)

改正 平成31年3月22日決裁 令和4年6月21日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の区域内において開催される文化スポーツイベントの誘致に対 する奨励金及び補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
 - (1) 文化スポーツイベント 本市の文化、スポーツの振興に寄与するコンクール、イベント、大会、競技会その他これらに準ずるものをいう。
 - (2) 国際大会 次のアからウまでに掲げる全ての要件を満たす文化スポーツイベントをいう。
 - ア 国外参加者の数が20人以上であること。
 - イ 国外に対して参加者の募集を行っているものであること。
 - ウ 複数回にわたって継続して開催されるものであるときは、開催地が複数の国の間で交代するものであること。
 - (3) 国外参加者 当該文化スポーツイベントの参加者のうち、国外に居住する者をいう。
 - (4) 県外参加者 当該文化スポーツイベントの参加者のうち、石川県の区域外に居住する者をいう。
 - (5) 地元団体 主たる活動の本拠を金沢市内に置く団体をいう。
 - (6) 冬季 12月1日から翌年の2月末日までをいう。
 - (7) 休日 次に掲げる日をいう。
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日
 - ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日(イに掲げる日を除く。)
 - (8) レセプション等 本市の区域内における旅館、ホテル、会議施設等で開催される懇

親会、式典その他これらに準ずるものをいう。

- (9) 金沢版クラフト・ツーリズム 本市の区域内における工芸施設、工房等において、 金沢の伝統文化(伝統工芸、伝統芸能及び食文化をいう。)の体験又は見学を行うも のその他これらに準ずるものをいう。
- (10) 伝統工芸 加賀友禅、金沢漆器、九谷焼(金沢九谷に限る。)、金沢箔、加賀繍、金沢仏壇及び金沢の希少伝統工芸(大樋焼、加賀象嵌、茶の湯釜、桐工芸、郷土玩具、加賀毛針、加賀竿、竹工芸、二俣和紙、加賀水引、銅鑼、和傘、提灯、太鼓、琴、三弦、金沢表具等をいう。)をいう。
- (11) 伝統芸能 金沢素囃子(一調一管、清元、長唄等を含む。)、加賀宝生(狂言、 仕舞等を含む。)、加賀獅子舞、加賀万歳、奴行列その他市長が適当であると認める ものをいう。
- (12) 食文化 金沢の食文化の継承及び振興に関する条例(平成25年条例第37号)第2条第2項に規定する金沢の食文化で、市長が適当であると認めるものをいう。 (奨励金及び補助金の交付)
- 第3条 奨励金は、本市の区域内において次に掲げる全ての要件を満たす文化スポーツイベントを誘致し、又は開催する地元団体に対し、毎年度予算の範囲内で交付するものとし、補助金は、本市の区域内において次に掲げる全ての要件を満たす文化スポーツイベントを開催する者(以下において「文化スポーツイベント開催者」という。)に対し、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。ただし、奨励金の交付を受けた地元団体には、補助金は交付しない。
 - (1) 主たる会場が金沢市内であること。
 - (2) 県外参加者の数が50人以上であること。
 - (3) 北陸地域(石川県、富山県及び福井県の区域をいう。)を超える規模であること。
 - (4) 市長が別に指定する団体(以下、指定団体という。)と地元団体が連携して誘致したもの又は地元団体が指定団体と協議及び相談をしながら事業を計画し、主催するものであること。
 - (5) 地域の文化、スポーツの振興や市民が親しむ契機となるものであり、地域経済へ一定の波及効果が期待できるものであること。
 - (6) 参加者が、文化スポーツに関する技術の向上、発展のために行うものであること。

- (7) 市民又は地元団体との交流が実施されること。
- (奨励金及び補助金の額)
- 第4条 奨励金の基本額(以下「奨励金基本額」という。)は、別表第1に定めるところによる。
- 2 市長は、観客数を正確に集計できる文化スポーツイベントについては、別表第2に定める額を奨励金基本額に加算することができる。
- 3 市長は、文化スポーツイベントが次の各号のいずれかに該当する場合は、それぞれ 100,000円を奨励金基本額に加算することができる。
 - (1) 当該文化スポーツイベントの開催日に冬季を含むものであること。
 - (2) 当該文化スポーツイベントの開催日に休日を含まないものであること。
- 4 補助金の基本額(以下「補助金基本額」という。)は、別表第3に定めるところによる。
- 5 市長は、観客数を正確に集計できる文化スポーツイベントについては、別表第4に定める額を補助金基本額に加算することができる。
- 6 市長は、文化スポーツイベント開催者が、本市の区域内において、次の各号のいずれ かの要件を満たす場合、別表第5に定める額を補助金基本額に加算することができる。
 - (1) 当該文化スポーツイベントにおいて、参加者及び観客の数が300人以上で、文化スポーツイベント開催者がシャトルバス等(文化スポーツイベントの会場、宿泊施設、公共交通機関ターミナル等を往復するバス等をいう。別表第5において同じ。)を借り上げるものであること。
- (2) 当該文化スポーツイベントにおけるレセプション等(当該文化スポーツイベントの 参加者のうち20人以上が参加し、かつ、その半数以上が県外参加者であるものに限 る。)において、伝統芸能を披露するものであること。
- (3) 当該文化スポーツイベントにおいて、金沢版クラフト・ツーリズム(当該文化スポーツイベントの参加者のうち20人以上が参加し、かつ、その半数以上が県外参加者であるものに限る。)を実施するものであること。
- (4) 当該文化スポーツイベントにおいて、同時通訳を実施するものであること。

(奨励金及び補助金の交付の制限)

第5条 市長は、文化スポーツイベントが次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金

及び補助金を交付しないものとする。

- (1) 宗教活動又は政治活動を目的とするものであると認められるとき。
- (2) 営利を目的とする興行等であると認められるとき。
- (3) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 国又は地方公共団体が主催し、若しくは共催し、又は運営に関与するものであるとき。
- (5) 本市又はその関係諸団体からの補助金を受け、又は受ける見込みがあるとき。
- (6) 関係する団体等が持ち回りで開催するものであって、開催地の順序があらかじめ定められているものであるとき。
- (7) 当該年度に既に本要綱に基づき交付を受けたものであるとき。
- (8) 4年度連続して本要綱に基づき交付を受けることとなるものであるとき。
- (9) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (10) その他文化スポーツイベントの目的等が不適当であると市長が認めるとき。 (協力)
- 第6条 奨励金又は補助金の交付を受けた者は、市又は市が指定する者が実施する経済波及効果等の調査に対し、資料の提供等調査の目的を達成するために必要な協力をしなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成30年7月1日決裁)

この要綱は、平成30年7月1日から施行し、平成30年度分からの奨励金について適用する。

附 則(平成31年3月22日決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年6月21日決裁)

この要綱は、令和4年6月21日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

区分	県外参加者の数	奨励金基本額
国内文化スポーツ	50人から149人まで	100,000円
イベント(国際文	150人から299人まで	200,000円
化スポーツイベン	300人から499人まで	300,000円
ト以外のイベント	500人から699人まで	500,000円
をいう。)	700人から999人まで	700,000円
	1,000人から1,499人まで	1,000,000円
	1,500人から1,999人まで	1,500,000円
	2,000人以上	2,000,000円
国際文化スポーツ	50人から149人まで	200,000円
イベント	150人から299人まで	400,000円
	300人から499人まで	600,000円
	500人から699人まで	1,000,000円
	700人から999人まで	1,400,000円
	1,000人から1,499人まで	2,000,000円
	1,500人以上	3,000,000円

別表第2 (第4条関係)

区分	観客の延べ数	奨励金基本額に加算する
		ことができる額
国内文化スポーツ	2,000人から2,999人まで	100,000円
イベント(国際文	3,000人から4,999人まで	200,000円
化スポーツイベン	5,000人から6,999人まで	300,000円
ト以外のイベント	7,000人以上	400,000円
をいう。)		
国際文化スポーツ	2,000人から2,999人まで	200,000円

イベント	3,000人から4,999人まで	400,000円
	5,000人から6,999人まで	600,000円
	7,000人以上	800,000円

別表第3 (第4条関係)

区分	県外参加者の数	補助金基本額
国内文化スポーツ	50人から149人まで	50,000円
イベント(国際文	150人から299人まで	100,000円
化スポーツイベン	300人から499人まで	150,000円
ト以外のイベント	500人から699人まで	250,000円
をいう。)	700人から999人まで	350,000円
	1,000人から1,499人まで	500,000円
	1,500人から1,999人まで	750,000円
	2,000人以上	1,000,000円
国際文化スポーツ	50人から149人まで	100,000円
イベント	150人から299人まで	200,000円
	300人から499人まで	300,000円
	500人から699人まで	500,000円
	700人から999人まで	700,000円
	1,000人から1,499人まで	1,000,000円
	1,500人以上	1,500,000円

別表第4(第4条関係)

区分	観客の延べ数	補助金基本額に加算する
		ことができる額
国内文化スポーツ	2,000人から2,999人まで	50,000円
イベント(国際文	3,000人から4,999人まで	100,000円
化スポーツイベン	5,000人から6,999人まで	150,000円
ト以外のイベント	7,000人以上	200,000円

をいう。)		
国際文化スポーツ	2,000人から2,999人まで	100,000円
イベント	3,000人から4,999人まで	200,000円
	5,000人から6,999人まで	300,000円
	7,000人以上	400,000円

別表第5 (第4条関係)

対象経費	補助金基本額に加算することができる
	額
(1) シャトルバス等の借り上げに要する	対象経費の3分の1に相当する額(こ
費用	の額に 10,000 円未満の端数があるとき
	は、その端数金額を切り捨てた額と
	し、500,000 円を超えるときは、
	500,000円とする。)
(2) 伝統芸能の披露に要する費用のう	対象経費の3分の2に相当する額(こ
ち、次のアからエまでに掲げる費用	の額に 10,000 円未満の端数があるとき
ア 出演料	は、その端数金額を切り捨てた額と
イ 出演者の交通費	し、300,000 円を超えるときは、
ウ 出演用具の運搬費	300,000円とする。)
エ その他市長が必要があると認める	
費用	
(3) 金沢版クラフト・ツーリズムの実施	対象経費の3分の2に相当する額(こ
に要する費用のうち、次のアからカま	の額に 10,000 円未満の端数があるとき
でに掲げる費用	は、その端数金額を切り捨てた額と
ア 施設等の入館料(特別公開等によ	し、200,000 円を超えるときは、
る割増費用を含む。)	200,000 円とする。)
イ 見学料	
ウ体験料(謝礼及び材料費を含	

む。)

- エ 通訳及び説明員の費用
- オ バス、会場等の借上料
- カ その他市長が必要があると認める 費用
- (4)同時通訳の実施に要する費用(金沢市文化ホール、金沢歌劇座又は金沢市アートホールのいずれかの会場での同時通訳の実施に要する費用を除く。)のうち、次のア及びイに掲げる費用
- ア 同時通訳者の報酬及び交通費 イ 同時通訳設備の仮設及びオペレー ティングに係る費用

アの 2 分の 1 に相当する額(この額に 10,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とし、 150,000 円を超えるときは、150,000 円とする。)及びイの 2 分の 1 に相当する額(この額に 10,000 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とし、150,000 円を超えるときは、150,000 円を超えるときは、150,000 円とする。)の合計額